

# 事業所での風しん対策にご協力をお願いします。

平成30年7月以降、都市圏を中心に「風しん」の患者数が増大しました。そのため、これまでに予防接種の機会がなく、抗体を持っていない可能性が高い**44～60歳（令和4年度末年齢）の男性は、令和7年3月末まで、無料で「抗体検査」と「予防接種」を受けることができます。**この「抗体検査」と「予防接種」には、**市町から配布される「クーポン券」が必要です。**

また、この「クーポン券」は**一般の医療機関だけでなく、事業所（定期）健診や人間ドックなどでも利用することができます（事業主様の費用負担はありません）。**



## 事業所における風しん対策の意義

- ▼ 風しんは感染力が強く、また、症状が出る前から他者へ感染が広がることから、事業所内で集団感染が起こったり、事業所外へ感染が広がるなど、業務に支障をきたすこともあります。
- ▼ 妊娠初期の妊婦さんが感染すると目や耳、心臓に障害をもった赤ちゃんが生まれる可能性があります（先天性風しん症候群）。従業員等に妊婦さんがいた場合、大きな不安を与えます。

「風しん」から従業員やご家族を守ることは、事業所を、そして社会を守ることにつながります。対象者となる従業員が検査等を受けられるよう、次の3点について、ご協力をお願いします。

### 1 健診機関に、風しんの抗体検査の実施の可否を確認してください。

従業員の健診（事業所健診や人間ドック）を委託する健診機関に、クーポン券による風しん抗体検査が実施可能かご確認ください。

- ※ クーポン券を利用できるのは、本事業に参加している健診機関に限られます。本事業に参加している健診機関は、

厚生労働省 風しん 受託医療機関

検索

### 2 対象となる従業員に、抗体検査を受けるよう呼びかけてください。

- ・ 事業所健診や人間ドックなどの機会に風しんの抗体検査を受けるよう、対象者への啓発をお願いします。
- ・ 抗体検査には、対象者がお住まいの市町が発行した**クーポン券と本人確認書類**が必要です。

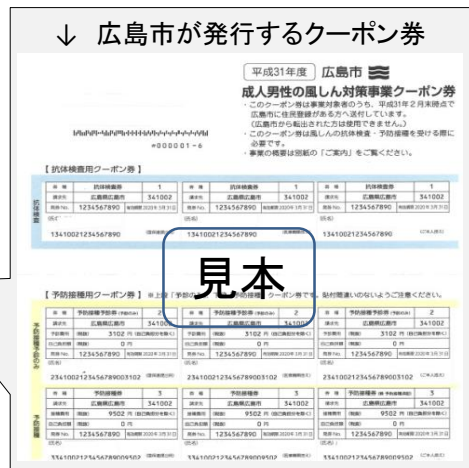
#### 1. 各市町から配布されるクーポン券

- ・ 事業所健診の際には、クーポン券を事前に回収したり、後日回収することで当日の混乱を防ぐことができます。あらかじめ健診機関と実施方法について調整してください。

#### 2. 本人確認書類

- ・ 事業所健診の会場で本人確認が行われる場合、改めて本人確認書類の提示は必要ありません。

#### ↓ 広島市が発行するクーポン券



### 3 対象となる従業員に、医療機関受診時の配慮をお願いします。

- 以下のような場合、早めに医療機関を受診し、抗体検査や予防接種を受けるよう勧めるとともに、有給休暇の取得等、受診しやすい環境づくりにご配慮をお願いします。
  - ・ 抗体検査の結果、十分な量の抗体がなく、風しんの予防接種が必要となった場合
  - ・ 事業所健診時に抗体検査を受けられなかった場合

このリーフレットに関する詳しい内容は、広島市のホームページをご覧ください。

# ～ よくあるご質問 ～

## Q1 どうして風しんの対策を実施しているの？

風しんは、感染者の飛まつ（唾液のしぶき）などによって感染し、感染すると、発熱や発疹、リンパ節の腫れなどの症状が現れます。大人は子どもよりも重症化しやすく、まれに重篤な合併症を併発することがあります。

## Q2 風しんに感染すると何が問題なの？

- 感染力が強く、また、自覚症状が出る前から人に感染させるため、電車や職場など人が集まる場所で、多くの人に感染させる可能性があります。
- 妊娠早期の妊婦が風しんに感染すると、出生児が先天性風しん症候群（眼や耳、心臓に障害が出ること）になる可能性があります。

ご自身やご家族はもちろん、将来生まれてくる赤ちゃんを風しんから守るために、社会全体で風しん予防に取り組む必要があります。

## Q3 抗体検査・予防接種はどこで受けられるの？

【抗体検査】 ①医療機関（広島市内の医療機関だけではなく、市外の医療機関でも可）

②健康診断（事業所健診、人間ドック、特定健診など）の会場\*

※本事業に参加している医療機関等が実施するものに限りです。

本市が実施する特定健診の会場（集団検診会場、広島市健康づくりセンター）でも受けられます。

【予防接種】 医療機関（広島市内の医療機関だけではなく、市外の医療機関でも可）

抗体検査・予防接種を受けられる全国の医療機関等については、チラシ下部の厚生労働省ホームページからご確認ください。また、予約が必要な場合がありますので、事前に電話等で医療機関等へご確認ください。

## Q4 何を持っていけばいいの？

### 「抗体検査」を受検する場合

- ①抗体検査クーポン券\*（同封。受診票への貼付は医療機関等で行うため、そのままお持ちください）
- ②受診票（同封）
- ③本人確認書類（免許証、保険証等の住所地が確認できるもの）

### 「予防接種」を受ける場合

- ①予防接種クーポン券\*（同封）
- ②抗体検査の結果（結果が記載された受診票（本人控え）、または別で受けた抗体検査の結果表）
- ③本人確認書類（免許証、保険証等の住所地が確認できるもの）

※広島市外に転出された方は、同封のクーポン券は使用できません。転出先で改めて手続きが必要です。

## Q5 いつまでに受ければいいのか？

同封のクーポン券は、期限が令和6年（2024年）3月末までとなっていますので、希望される方はお早めに抗体検査・予防接種を受けてください。

## お問い合わせ先等

中保健センター	☎504-2528	安佐南保健センター	☎831-4942
東保健センター	☎568-7729	安佐北保健センター	☎819-0586
南保健センター	☎250-4108	安芸保健センター	☎821-2809
西保健センター	☎294-6235	佐伯保健センター	☎943-9731
		健康福祉局健康推進課	☎504-2882

風しんの追加的対策の詳しい情報については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

風しんの追加的対策

検索

